

令和 7 年第 8 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 8 月 26 日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	大崎 和生	2 番	服部 猛
3 番	平手 秀夫	4 番	櫻井 吉美
5 番	丹下 和行	6 番	永井 八千代
7 番	加島 由隆	8 番	家田 里美
9 番	大谷 典央	10 番	春田 美智代
11 番	澤田 彰俊	12 番	近藤 昌弥
13 番	後藤 恵美	14 番	石田 豊
15 番	堀田 泰樹	16 番	伊藤 英樹
17 番	伊藤 弥寿夫	18 番	三井 啓司
19 番	関戸 梓		

欠席委員

--	--	--	--

【事務局】出席者

局 長	長崎 倫典	主 幹	川口 善徳
主 任	大橋 崇史	主 事	大崎 菜々子

【農務課】出席者

主 幹	廣瀬 信博		
-----	-------	--	--

午後 2 時 00 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

それでは、令和 7 年第 8 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願い致します。なお、この後の会議につきましては着座にて進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。8 月も終わりに近づきましたが、まだまだ暑い日が続きます。皆様方におかれましては、健康管理には十分に留意され、お過ごしいただきたいと思います。

それではただいまから、令和 7 年第 8 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 8 番家田里美委員及び 9 番大谷典央委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑です。

受人は、甥の渡人に代わり以前から申請地で耕作を続けており、権利関係を整理するため申請地を取得するものです。

受人は現在 927 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 240 日農業に従事しています。

番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

現在 1,335 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯では 250 日農業に従事しています。

番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は、受人自宅と隣接しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

179 m²の農地で野菜を栽培、個人で 180 日農業に従事する計画となっております。

番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑です。

申請地は、受人自宅と隣接しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

227 m²の農地で野菜等を栽培、個人で 180 日農業に従事する計画となっております。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は、受人自宅の近隣に位置しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

受人は現在 198 m²の農地を耕作しており、個人で年間 90 日、世帯で 440 日農業に従事しています。

番号 6 番

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

申請地は、受人自宅と隣接しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

92 m²の農地で果樹等を栽培、個人で 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 7 番、番号 8 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号 7 番

申請地 地目 面積を朗読。

番号 8 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

一部農地について、登記地目は田ですが、現況は畑です。

申請地は、受人自宅の近隣に位置しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

受人は現在 1,070 m²の農地を耕作しており、個人で 180 日農業に従事しています。

番号 9 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は、受人自宅と隣接しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

385 m²の農地で野菜を栽培、個人で 200 日農業に従事する計画となっております。

番号 10 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 1,163 m²の農地を耕作しており、個人で 100 日、世帯で 160 日農業に従事しています。

番号 11 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

本件は令和 7 年 6 月総会において受人の夫名義で承認された許可を取り消し、改めて受人名義で許可を取り直すものです。この件については後ほど報告第 27 号農地法第 3 条の規定による許可の取消の報告についてで報告いたします。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 25,666.20 m²の農地を耕作しており、個人で 180 日、世帯で 870 日農業に従事しています。

4 ページをお願いいたします。

番号 12 番

申請地 地目 面積を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 9,789 m²の農地を耕作しており、個人で 100 日、世帯で 400 日農業に従事しています。

番号 13 番

申請地 地目 面積を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑です。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、申請地を取得することで整形地となるため、取得するものです。

受人は現在 3,489 m²の農地を耕作しており、個人で 150 日農業に従事しています。

番号 14 番

申請地 地目 面積を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、遠方に住む渡人に代わり受人自宅に隣接する申請地で長年耕作を続けており、権利関係を整理するため取得するものです。

受人は現在 94 m²の農地を耕作しており、個人で 300 日、世帯で 660 日農業に従事しています。

5 ページをお願いいたします。

ここからは、権利設定の案件になります。

番号 15 番から番号 19 番まで、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号 15 番

申請地 地目 面積を朗読。

番号 16 番

申請地 地目 面積を朗読。

番号 17 番

申請地 地目 面積を朗読。

番号 18 番

申請地 地目 面積を朗読。

番号 19 番

申請地 地目 面積を朗読。

令和 7 年 8 月 26 日から 30 年間の賃借権の設定です。

受人は認定新規就農者で、申請地一帯を賃借することで効率的に耕作します。

4,763 m²の農地でブルーベリーを栽培、個人で年間 290 日農業に従事する計画となっております。

6 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 19 件、移動の土地は、田 8 筆 4,726 m²、畑 15 筆 7,127 m²、合計 23 筆 11,853 m²です。

以上 19 件のうち、番号 1 番から 19 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 40 号 買受適格証明願(農地法第 3 条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 7 ページをお願いいたします。

議案第 40 号 買受適格証明願(農地法第 3 条)について

買受適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第 28 条第 1 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

8 ページをお願いいたします。

番号 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

申請地は、受人自宅の近隣に位置しており、効率的に農業ができるため取得するものです。

499 m²の農地で野菜を栽培、個人で 200 日、世帯で 400 日農業に従事する計画となっております。

こちらの公売は稲沢市が行うもので、入札日及び改札日は令和 7 年 10 月 28 日となっております。

ります。

つづきまして、9 ページをお願い致します。

証明願いは 1 件、畑 1 筆 499 m² です。

以上、1 件の申請につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・第 3 項各号に該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者であると判断いたします。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 40 号「買受適格証明願(農地法第 3 条)について」、原案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10 ページをお願いします。

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。先に所有権移転案件から説明させていただきます。11 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、幼保連携型認定こども園及び駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地で

す。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。なお、本件は 5 月にも上程した案件ですが、許可後に申請者から「権利設定から所有権移転に変更したい」との申し出があったため、再度議案に上がっているものです。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、テニスコートを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

続きまして、13 ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地で

す。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権の権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の権利設定です。こちらは、資材置場として一時的に転用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないため、許可要件を満たしております。なお、備考欄に貸借期間は令和 7 年 9 月 15 日から令和 7 年 9 月 20 日までと記載がありますが、正しくは令和 7 年 9 月 15 日から令和 8 年 7 月 31 日までとなっております。大変申し訳ございません。訂正して進めさせていただきます。

14 ページをお願いします。

5 条の申請件数は、16 件 転用の土地 田 12 筆 5,511 m² 畑 13 筆 3,800 m² 合計 25 筆 9,311 m²です。

以上 5 条申請 16 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15 ページをお願い致します。

議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

16 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は 2 筆、使用貸借権の設定は 25 筆です。

貸借期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 27 筆です。

18 ページ総括表をお願い致します。

田 8 筆 2,499 m² 畑 19 筆 6,764 m² 合計 27 筆 9,263 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、関戸梓委員は採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 19 ページをお願い致します。

議案第 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

20 ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は 3 筆、使用貸借権の設定は 1 筆です。

貸借期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までが 3 筆、令和 7 年 10 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 1 筆です。

21 ページ総括表をお願い致します。

合計 田 4 筆 1,068 m² になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。なお、議事参与の制限により澤田彰俊委員は、採決に加わることはできませんのでよろしくお願いします。

議案第 43 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 報告第 24 号 現況証明願の報告についてから日程第 10 報告第 27 号農地法第 3 条の規定による許可の取消の報告についてまでを一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 22 ページをお願いします。

報告第 24 号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

23 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 45 年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

平成 15 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

平成 2 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和 6 年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、24 ページをお願いします。

報告第 25 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告についてです。

農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

25 ページをお願いします。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の届出です。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

住宅建築による転用でございます。

26 ページをお願いします。

4 条の届出の件数は 1 件、
転用の土地 畑 2 筆 353 m² 合計 2 筆 353 m²です。

27 ページをお願いします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。
所有権移転案件からご説明します。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、駐輪場設置による転用でございます。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、駐車場設置による転用でございます。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

つづいて権移転案件についてご説明します。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。
使用貸借権による権利移転で、住宅建築による転用でございます。

番号 6 番

申請地 地目 面積を朗読。
使用貸借権による権利移転で、住宅建築による転用でございます。

29 ページ総括表をお願いします。

申請件数は 6 件 田 3 筆 658 m² 畑 3 筆 485.57 m² 合計 6 筆 1143.57 m²です。

つづきまして、30 ページをお願いいたします。

報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてです。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

31 ページをお願いします。

番号 1 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 2 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 3 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 4 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 5 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号 6 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 7 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 8 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

32 ページをお願いします。

番号 9 番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 10 番

申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

33 ページの総括表をお願いします。

申請件数 10 件 田 13 筆 8,803 m²、畑 3 筆 1,898 m² 合計 16 筆 10,701 m²です。

34 ページをお願いいたします。

報告第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消の報告について

農地法第 3 条の規定による許可の取消願が提出されたので報告します。

本日付け提出 会長名でございます。

35 ページをお開きください。

令和 7 年 6 月 26 日開催の農業委員会の総会において承認された農地法第 3 条の規定による許可について取消願が提出されました。

申請地 地目 面積を朗読。

取消理由は、許可後に親族内での財産配分の関係で夫から妻へ名義変更が必要となったためです。夫の資金を水不足解消のための設備投資に充てることになったことに伴い、農地を購入する資金の繰り出し先が夫から妻に変更になりました。

先程議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 11 番でご審議いただいた通り、改めて妻名義で許可を取り直しました。

36 ページの総括表をお願いします。

取消件数は 1 件、移動の土地は、田 2 筆 合計 3,441 m²です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。

令和 7 年第 8 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 7 年 8 月 26 日 稲沢市産業会館 大会議室

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和 7 年第 8 回稲沢市農業委員会総会を閉会致します。

午後 3 時 00 分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

8 番委員

家田 里美

9 番委員

大谷 典央